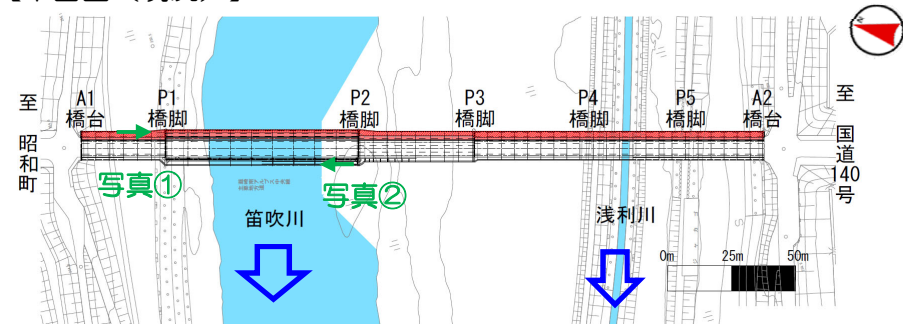


1. 事業説明シート

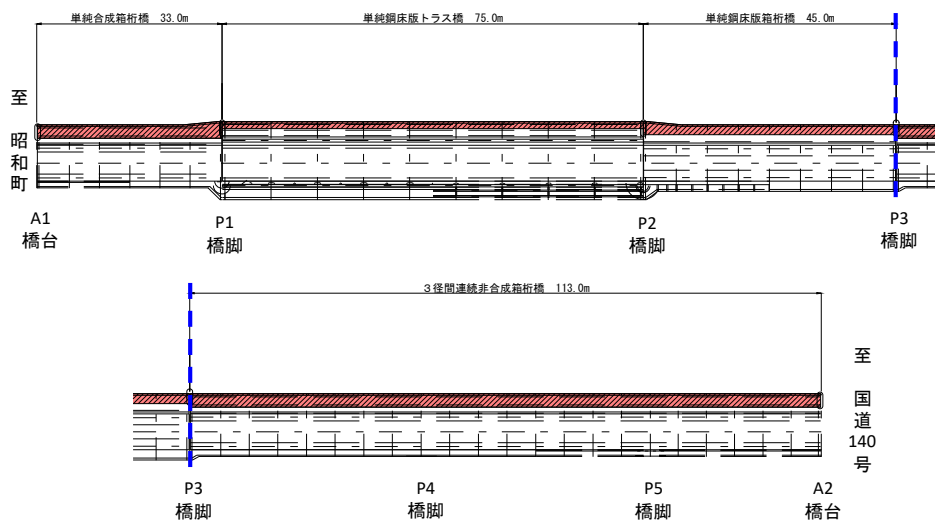
事業名	道路事業 [緊急道路整備修繕事業 (国補)]	事業箇所	中央市乙黒～浅利	地区名	(主) 韮崎南アルプス中央線 (豊積橋)	事業主体	山梨県				
<p>(1) 事業の概要</p> <p>①課題・背景 主要地方道韮崎南アルプス中央線は、韮崎市円野町を起点とし中央市浅利を終点とする幹線道路であり、当該箇所は笛吹川を渡河する橋梁（豊積橋）となっている。 中学校の通学路となっており、自転車、歩行者で通学する生徒が多い一方で、自動車交通量も多く、既設の歩道は幅員1.0mと狭いため、危険な状況となっている。 このことから、早急に自転車歩行者道を整備し、歩行者・自転車利用者の安全・利便性を確保する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○歩行者等の安全性の確保 歩行者・自転車交通量 317人台/12h (H27初年) >93人台/12h以上※ 自動車交通量 10,273台/12h>3,428台/12h (平日) 以上※ 通学路の指定 指定なし 現況の歩道幅員 A1-P1及びP3-A2 1.0m<1.4m未済※ P1-P3 1.5m>1.4m未済※ ※評価基準値</p> <p>□副次目標 ○生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上 混雑時走行速度 26.8km/h (下り) <30km/h以下※ 自動車交通量 10,273台/12h>3,428台/12h (平日) 以上※ ※評価基準値</p> <p>□副次効果 ○バリアフリー化の促進 (車椅子で通行可能な幅員の確保) ○緊急時の避難・救助機能の確保 (緊急輸送路の整備)</p>				<p>(3) 事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) ○ 妥当 〇 妥当でない 一般通行の用に供する県道で、極めて公共性が高い</p> <p>②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) ○ 妥当 〇 妥当でない 県管理道路であり、道路法第15条により県が行うべき事業である。</p> <p>③経済妥当性 ○ 妥当 〇 妥当でない 歩道設置事業であり、費用便益の算出規定がないため不算出</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ○ 妥当 〇 妥当でない 現地の状況に即した事業規模であり妥当である。</p> <p>⑤整備手法の有効性 ○ 妥当 〇 妥当でない 歩行者等の安全性・利便性を考える上で、効率的かつ経済的な手法である。</p> <p>⑥環境負荷等への配慮 ○ 妥当 〇 妥当でない 現道工事であり、自然環境への負荷は最小限である。</p> <p>⑦事業計画の熟度 ○ 妥当 〇 妥当でない 地元より要望を受けており熟度が高い。</p>				<p>総合評価 [貢献度ランク: a]</p>			
<p>(2) 整備内容</p> <p>①整備内容 歩道拡幅 L=266m W=6.5 (12.5) m 自歩道W=3.0m (片側)</p> <p>②着手年度 令和5年度 ③完成見込年度 令和13年度</p> <p>④総事業費 約730百万円 (国費401百万円(5.5/10)県費329百万円(4.5/10))</p> <p>⑤年度別の整備内容 (事業費) 令和5～13年度 歩道設置工事 730 百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 豊積橋 補修補強工事 工事期間: R3～R13</p>				<p>(4) 事業位置図等</p>  <p>凡例 ▬▬▬ 今回事業評価箇所</p>							

2. 添付資料シート

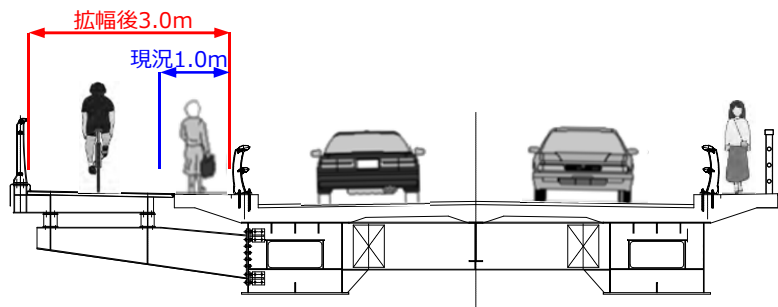
【平面図（現況）】



【平面図（計画）】



【標準横断面図】



【写真①】 歩道線形が悪く見通しが悪い状況



【写真②】 幅員が狭く歩行者や自転車のすれ違いが困難な状況

